

新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

緊急要望書の提出

2月28日(金)に、聴覚障がい者への情報保障について、リアルタイムでの手話通訳と字幕の付与と、遠隔手話通訳が可能となる対策を講じるよう、当法人と県ろうあ協会から県に緊急要望書を提出しました。

県の記者会見への手話通訳派遣

その結果、3月25日(水)の知事記者会見から手話通訳が付くことになり、3月26日(木)からは県広報広聴課のホームページにリアルタイムの手話通訳動画が掲載されており、公式YouTubeチャンネルで過去の記者会見・対策本部会議の動画を全て閲覧することができます。

遠隔手話通訳

3月3日(火)に全日ろう連・全通研・手話通訳士協会の連名で、聴覚障害者情報提供施設に遠隔による手話通訳システムを早急に整備するよう、厚生労働省に要望が出されました。

福井県では、3月20日(金)から(株)プラスヴォイスと契約し新型コロナウイルスが疑われる場合の医療機関受診時の遠隔手話通訳を開始し、当センターも3月23日(月)より連携しています。

当初PCR検査のみの通訳だったものが、4月23日(木)より入院から退院までこのシステムで対応することとなりました。

遠隔手話通訳の流れ

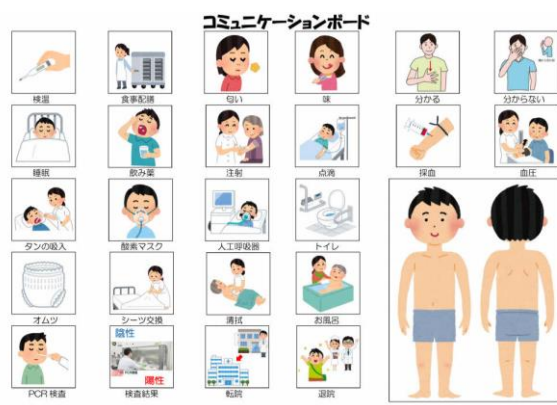
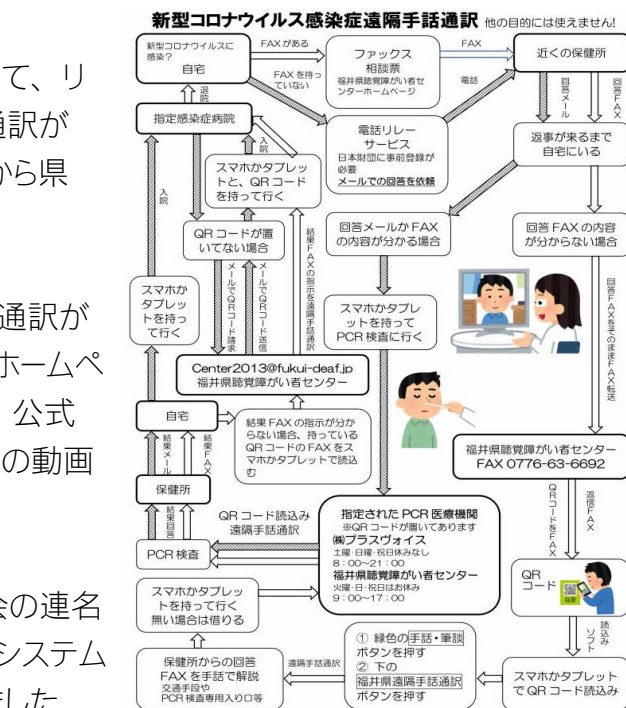
FAXを持っている人と持っていない人では対応が異なることと、保健所からの指示が分かりにくい人には先にQRコードを送り手話で解説する等、フローチャートで図式化してホームページに掲載し、県ろうあ協会の機関紙「ろう苑5月号」にも記載しました。

解説動画

当法人のホームページで、手話による新型コロナウイルス感染症とPCR検査についての解説動画を作成し、県の緊急事態宣言や遠隔手話通訳の入院時対応等の変更に応じて、それぞれ動画を独立させるなど3度改訂を行いました。

入院時のコミュニケーションボード

聴覚障がい者が新型コロナウイルス感染症で、指定感染症医療機関に入院した場合、意思疎通を全て遠隔手話通訳に頼ることはできないため、双方向無線呼出機器の貸し出しと、絵を指差してコミュニケーションを図れるようイラストボードを作成しました。右図は両面の内の片面です。



電話リレーサービスに登録を

新型コロナウイルス感染症対策で、PCR 検査とその結果の入院から退院までの遠隔手話通訳は県が対応することになっていますが、中途失聴・難聴者への対応は、要約筆記者への感染予防の観点から派遣が困難です。「電話リレーサービス」の利用可能な範囲による文字通訳を利用するしかありません。

「ふくいの風 25 号」02.1.1 発行に記載しましたが、現在の「日本財団」と厚生労働省による「電話リレーサービス」は、全国 16 ヶ所の事業者が実施しており、利用料金は無料ですが、インターネット回線使用料金は自己負担です。相手と事業者間の通信料は日本財団が負担します。

2021 年 4 月 1 日からは「電話リレーサービス」は総務省の公共サービスとなります。

手話通訳だけでなく、文字通訳にも対応していますので、中途失聴・難聴者もぜひご利用ください。障害者手帳をお持ちの方なら、登録可能です。

「日本財団電話リレーサービス」のホームページ <https://trs-nippon.jp/> から、利用登録をしてください。名前・生年月日・ID(電話番号)を入力し送信すると、申し込み確認の SMS(ショートメール)が届きます。SMS の URL(ホームページアドレス)を押して、申し込み手続きを完了します。1 週間から 10 日後に利用開始の SMS が届きます。SMS の URL を押して利用開始可能となります。

文字通訳は、スマホかタブレットから文字入力して電話をかけてもらい、相手の声を文字入力して回答してもらえます。音声による依頼はできません。



「よくある質問・お問い合わせ」より Q&A

目の前にいる相手に要件を伝えるのに、利用できますか？ ⇒ **できません。離れた場所にいる相手に電話をかけるときのみ利用できます。**

電話のかけ先に制限はありますか？ ⇒ **110 番・119 番・118 番は対象外となります。**(2021 年 4 月 1 日からの総務省の公共サービスとなった際には、利用可能となる予定です) **電話の相手が通訳オペレーターが存在を承諾する必要があり「日本財団電話リレーサービスを利用して、聴覚障害者からの通話が入っている」旨を通知します。同意が得られない場合は利用できません。**

サービス提供日・時間は？ ⇒ **通訳事業者によって異なります。ホームページの「事業者一覧」を参照ください。**

オペレーターに要件を伝えて、後日結果のみを教えてくださいませんか？ ⇒ **代わりに質問や交渉をして結果だけを伝えるような使い方はできません。**

文字通訳の履歴を記録として利用できますか？ ⇒ **文字データが利用者の手元に残ることがありますが、いかなる場合にも文字データを記録として利用することはできません。**

手話通訳者全国統一試験変更

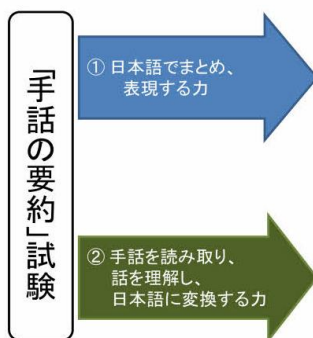
2020年度より、手話通訳者全国統一試験実施要項が変更となり、従来の「手話の要約(手話による出題を筆記で要約)」がなくなります。

筆記試験が100点満点から110点満点に、1時間30分が1時間40分になり、場面通訳が100点満点から160点満点になり、3分間が4分間になります。

そのため、手話通訳者ステップアップ講座も「手話の要約(読み取り要約)」の実技に関する内容を見直して、指導案を作成することとなります。なお、手話通訳者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのカリキュラム・テキストの変更はありません。

(2)「試験内容」

～2019年度



2020年度～

<筆記試験「国語」>
 ・「日本語でまとめ、表現する力」に関する問題(2問)
 ※問題数は従来通り

<実技試験「場面通訳」>
 ・1問
 ・映像時間:3分程度→4分程度(+1分)
 ・読み取り通訳の出題を多くする

手話奉仕員・通訳者担当講師連続講座の中止

新型コロナウイルス感染症のため、例年多数受講者を派遣して参りましたが、今年度は手話奉仕員養成講座も手話通訳者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲも全て、担当講師連続講座が中止となりました。

既に、広島の手話奉仕員に2名と大阪の通訳者の講座に3名を申し込んでありましたが、来年度以降に受講することとなります。

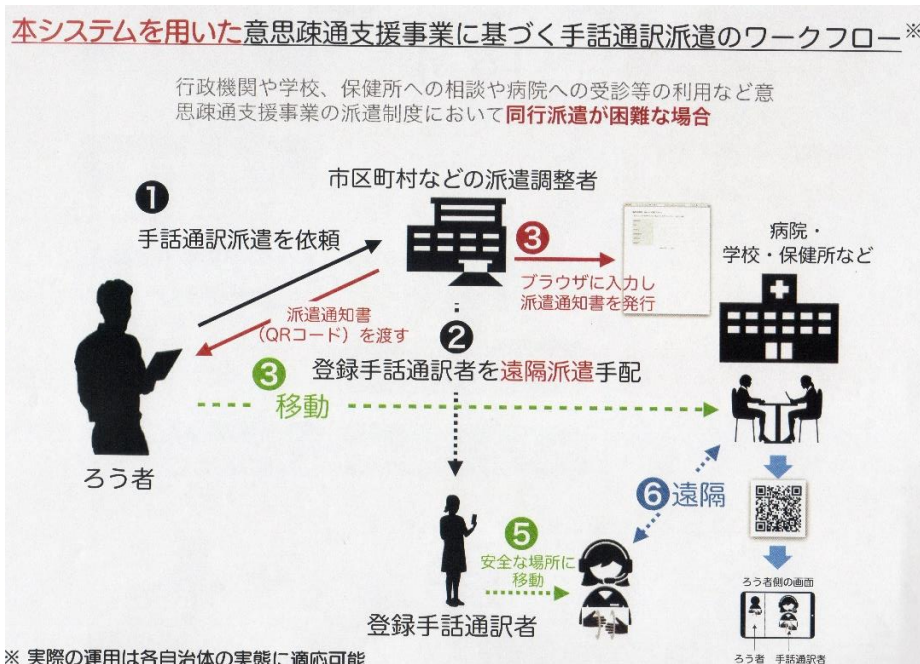
意思疎通支援事業の遠隔手話通訳

厚生労働省は緊急対策として、4月7日付けで新型コロナウイルスや災害時にも活用できるよう、「遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化」を発表しました。

実施主体は都道府県で補助率は10/10(定額)、補助内容は遠隔手話サービスの初年度経費、広報経費等となっており、通信環境整備に関する経費(サーバー構築費用、オペレーター向けマニュアル作成・研修実施、専用ブース設置費のための経費等)、広報啓発に要する経費(聴覚障害者向けパンフレット・動画作成のための経費等)となっています。

令和2年度補正予算案6億円ですが、導入後の運営費(ランニングコスト)は、県・市町の地域生活支援事業の意思疎通支援事業費から捻出しなければなりません。

当聴覚障がい者センターは、意思疎通支援事業の委託を受けていませんので、市町が要望しなければ「遠隔手話サービス」を開始できません。



令和2年度委託事業計画（案）

No.	講座名	会場	曜日	時間	回数	期間
1	県手話奉仕員養成(入門・基礎)	県社会福祉センター	火	10:00～12:00+13:00～15:00	45	R.2.6.9～R.3.3.16
2	手話通訳者Ⅰ(丹南会場)	越前市文化センター	火	19:00～21:00	36	R.2.6.23～R.3.3.23
3	手話通訳者Ⅱ(嶺北会場)	県産業情報センター	水	19:00～21:00	35	R.2.6.10～R.3.2.17
4	手話通訳者Ⅲ(嶺南会場)	敦賀市福祉総合センター	火	19:00～21:00	13	R.2.6.9～R.3.3.31
5	手話奉仕員レベルアップ講座	未定	未定	未定		未定
6	手話通訳者ステップアップ講座	未定	未定	未定		未定～R2.11.
7	要約筆記養成講座	未定	未定	未定		未定
8	要約筆記移行研修講座	県社会福祉センター	土/日	13:00～17:00/10:00～17:00	7	未定～R3.2.14
9	福井市手話奉仕員養成(入門基礎)	福井市研修センター	金/土	19:00～21:00/13:00～15:00	45	R.2.8.7～R.3.3.19
10	福井市手話奉仕員養成(基礎)	福井市研修センター	土	10:00～12:00	25	R.2.8.1～R.3.1.30
11	福井市手話奉仕員養成(入門)	福井市研修センター	水	10:00～12:00	21	R.2.10.7～R.3.3.3
12	敦賀市手話奉仕員養成(基礎)	敦賀市福祉総合センター	水	19:00～21:00	27	R.2.7.1～R.3.1.20
13	坂井市手話奉仕員養成(基礎)	東十郷コミュニティセンター	水	19:00～21:00	25	R.2.6.中旬～
14	あわら市手話奉仕員養成(基礎)	あわら市中央公民館	水	9:30～11:30	25	R.2.6.3～11.18
15	あわら市手話奉仕員養成(入門)	あわら市中央公民館	水	9:30～11:30	21	R.2.未定～
16	越前市手話奉仕員養成(入門)	市民プラザたけふ	木	19:00～21:00	21	R.2.9.～
17	越前町手話奉仕員養成(基礎)	越前町生涯学習センター	火	19:00～21:00	27	R.2.6.23～R.3.1.12
1	手話通訳者全国統一試験	県社会福祉センター	土	9:30～15:00	1	R.2.12.5
2	全国統一要約筆記認定試験	県社会福祉センター	日	13:00～15:30	1	R.3.2.21

当法人に委託された講座では、受講生同士の間隔をできる限り2m空けるよう配置し、フェイスシールドの配布を行った上で、手指消毒用のアルコールを準備して、実技講座を行う予定です。

また、開始時期が延期された講座では、週に2回開講することで調整し年度内に修了できるよう日程を組んでいます。

当法人委託の手話通訳者養成講座指導者会議の開催も見送り、連続講座参加の推薦を書面で打診し推薦することができましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症のため、手話奉仕員・手話通訳者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ養成担当講師連続講座が全て中止となってしまいました。

手話通訳・要約筆記派遣対策委員会は郵送による投票で、手話は杉浦公美さん・新井幸枝さんが、要約筆記は黒川裕子さん・内藤悦子さんが選出されました。防災対策委員会も状況を見て「災害時マニュアル」の作成に取り組む予定です。

聴覚障がい者デイサロン事業と、聴覚障がい者生活教室事業の開催も、感染症拡大防止のため当面情勢を見極めることといたします。当法人の第1回理事会および第1回評議員会も、書面ならびに電磁的記録により決議を採ることとなりました。

事務所より

聴覚障がい者センター事務所では、4月7日(火)より受付窓越しでの対応を原則とし、入室希望でも体温測定の上37.0℃以上の方にはご遠慮いただいております。平熱の方でもマスク着用とアルコール手指消毒をお願いいたします。5月8日(金)からは非接触型対応体温計を導入しましたので、ご協力をお願いいたします。

